

## 商標権に関する簡単なクイズです。

○×でお答えください。

正しい情報を知って、  
自社や自分の権利を  
守りましょう!

正解は裏面参照▶

**Q1**

商号を登記してあるから、  
商標の出願なんて  
いらないよね。



**Q2**

地名は商標に使っては  
ダメだよね。



**Q3**

立体的な形状や音、  
色の組合せも  
商標になるよね。

**Q4**

商標権は日本で登録した  
だけで、他の国でも守って  
もらえる方法があるよね。



**Q5**

「〇〇」が商標登録され  
たら、もうその言葉は誰も  
使えないよね。

**Q&A**

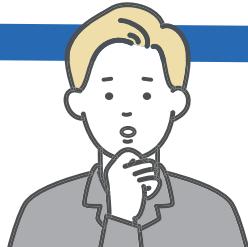
## 商標権クイズ！

あなたは何問正解できますか

**Q6**



過去に登録された商標は  
インターネットで調べる  
方法があるよ。

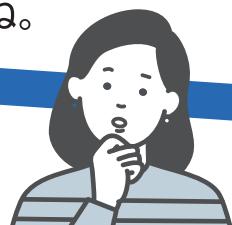


**Q7**

同じ「商品」や「サービス  
(役務)」に似たような商標  
があっても、出願さえ  
すれば権利が取れるよね。

**Q8**

何年も使っている商標  
だから、商標登録しなく  
てもそのまま安心して  
使えるよね。

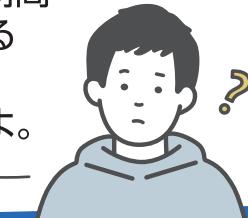


**Q9**

地域団体商標として登録  
できるのは、「地域の名称」  
と「商品(サービス)名」  
等の組み合わせで、地域に  
根ざした団体が出願した  
ときだよ。

**Q10**

商標登録の審査終了まで  
にかかる期間  
を短縮する  
ことは  
できないよ。



商標権は大事な財産です。  
気になることがあつたら、  
何でもご相談ください！

相談はすべて**無料**です

インピット

秘密厳守

**INPIT 神奈川県知財総合支援窓口**



INPITは経済産業省・特許庁所管の独立行政法人です。

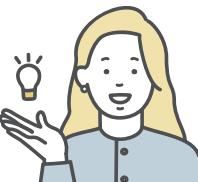
# let's check!

A1



商号と商標は別のことです。商号は、個人でいう氏名のようなものですから、所在場所さえ異なっていれば、他人と同一の商号を登記することができます。一方、商標は出所表示、品質保証、宣伝広告の機能を有するものです。そのため、登録したい商標が他人の登録商標と同一又は類似であり、かつ使用する「商品」や「サービス(役務)」が同一又は類似であると登録することができません。このため登録しないで使用していると他人の商標権を侵害するリスクがあります。

A2



たしかに、商品の产地、販売地等の地名だけからなる商標の登録はほとんど認められません。逆に言えば特徴的な単語「〇〇」を前後に追加すれば、登録が認められる可能性がでてきます。

ただし、「〇〇」が「おいしい」、「やわらか」などの品質を表すようなものであったり、「りんご」など指定商品の一般名称を表すようなものであったりするときは、地域団体商標登録以外では認められないことがあります。

A3



商標には、人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音などを登録することができます。

A4



外国で商標を守ってもらうには、それぞれの国で商標登録を受ける必要があります。でも、たくさんの国にそれぞれ商標登録出願をするのは大変です。そこで、一度にたくさんの国に商標登録出願ができる国際登録という仕組みができました。この仕組みはマドリッド協定議定書(マドリッドプロトコル)で規定されており通常マドプロと呼ばれています。日本もこの仕組みに参画しており、他の国と協力して世界のブランドを守っています。

A5



商標権は、その商標を使用する「商品」や「サービス(役務)」を指定して登録を受けるので、登録を受けた「商品」や「サービス(役務)」以外であれば「〇〇」を商標として使うことができます。また、出所表示、品質保証、宣伝広告以外の目的であれば「〇〇」を記述的に記載するなどして使用することは出来ます。

## Tips : 商標登録出願は基本的に早い者勝ちです。 2017年以降、毎年18万件以上の出願があります。

A6



過去にどんな商標が登録されているか、自分で調べることができたら便利ですよね。そんなときはINPIT(独立行政法人工業所有権情報・研修館)がインターネットで公開している特許情報プラットフォーム J-PlatPat にアクセスしてみましょう。特許・実用新案・意匠・商標を無料で検索できます。くわしくは下のURLをチェック!!  
**「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)」**  
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

A8



よほど有名になつていれば別ですが、他人が先に同じような商標を登録してしまうことが考えられます。最近はSNS等で広く周知されることがあります。商標登録出願は早い者勝ちなので、自分の方が商標権侵害に問われるリスクが高くなります。

A7



他人の登録商標と同一又は類似の商標であつて、商標を使用する商品・役務が同一又は類似であるものは登録することができません。他人の商標と紛らわしいかどうかは、商標同士の類否と、商品・役務同士の類否の両方をみて判断されます。商標の類否判断にあたっては、「商標審査基準」に従つて、基本的に商標の外観(見た目)、称呼(呼び方)、觀念(意味合い)のそれぞれの要素を総合的に判断されます。また、商品・役務の類否判断は、原則として「類似商品・役務審査基準」に従つて判断されます。

A9



地域団体商標として登録できるのは、以下の構成からなるものです。

- ▶商標が文字のみであること
- ▶「地域の名称」と「商品(サービス)の普通名称ないし慣用名称」等の組み合わせであること
- ▶商標の構成文字が図案化されていないこと
- ▶商標全体が普通名称でないこと

また、以下のような条件を満たす必要があります。

- ①地域に根ざした団体の出願であること
- ②団体の構成員に使用させる商標であること
- ③地域の名称と商品(サービス)に関連性があること
- ④一定の地理的範囲の需要者間である程度有名であること

Got it! /

